

# 一票に夢のせ

# 意志のせ 思いのせ



投票日は  
**3月17日(日)**

千葉県知事の任期満了に伴う選挙が、3月17日(日)に行われます。大切な1票です。棄権せずに投票しましょう。

**投票時間は午前7時から午後8時まで**

選挙の投票時間は、午前7時～午後8時です。投票するときは、入場整理券を切り離して本人のものだけ持ってきてください。

入場整理券は、封筒1通に6人までの有権者の氏名が記載されています。

入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などを有権者にお知らせし、投票所での受け付けがスムーズに行われるよう送っているものです。

投票用紙の引き換え券ではありませんので、万一、入場整理券が届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されて

いれば投票できます。

## 市内で投票できる人

- 日本国民で平成5年3月18日までに生まれた人
- 平成24年12月1日までに成田市に住民記録があり、引き続き3カ月以上住んでいる人
- 成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人

## 市内で転居した人は

市内で転居した人は、投票所に注意してください。2月11日以降に転居届を出した人は、転居前の投票所で投票することになります。

## 最近県内に転出した人は

平成24年11月17日以降に県内の

ほかの市町村に転出した人で、次の要件の全てに当てはまる場合は、原則として旧住所地で投票することができます。市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」を提示してください。

- ① 住所の移転が市町村を単位として1回だけの人
- ② 新住所地の選挙人名簿に登録されていない人(新住所地への転入届を12月2日以降に出した人)
- ③ 旧住所地の選挙人名簿に登録されている人

## 投票日に用事のある人は 期日前投票を

投票日当日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

日時 3月1日(金)～16日(土) 午前8時30分～午後8時

会場 市役所4階期日前投票所、保健福祉館下総分館(下総支所) 1階期日前投票所、大栄支所 1階期日前投票所

## 病院や老人ホームなどに入所中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

## 体に障がいのある人は 郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができます。

## 投票ができる人

- ① 身体障害者手帳を持っている人
- 両下肢・体幹または移動機能の障がいが1級または2級の人

## 選挙公報は新聞折り込みで

立候補者を知ってもらうための「選挙公報」は3月8日(金)、次の7紙の朝刊に折り込まれます。  
 ○朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞  
 これらの新聞を購読していない人や、届かない場合は、次の施設に置いてありますので、それを利用するか、選挙管理委員会に連絡してください。

### 選挙公報を置いてある施設

市役所1階行政資料室、下総・大栄支所、保健福祉館、各公民館(中央・成田・公津・八生・中郷・久住・豊住・遠山・橋賀台・加良部・玉造・下総・大栄)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、成田遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター

- 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がいがある人
- 1級または3級の人
- 免疫・肝臓の障がいがある人
- 3級までの人
- 両下肢などの障がいがある人
- 両下肢または体幹の障がいがある人
- 別項症から第2項症までの人
- 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓の障がいがある人
- 特別項症から第3項症までの人

「要介護5」である人  
 申請の手続き  
 申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので、早めにも手続きしてください。  
 ①申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて選挙管理委員会へ申請します(申請手続きは代理の人で可)  
 ②後日「郵便等投票証明書」が郵便などで自宅に送付されます  
**代理記載制度**  
 郵便などによる不在者投票ができる人で、次の要件に当てはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する代理記載をさせることができます。

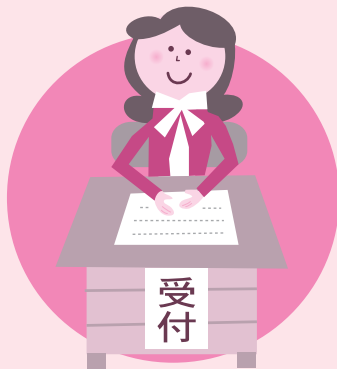
①身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人  
 ②戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」と記載されている人  
**投票場所の変更にご注意してください**  
 第1投票区の投票は、投票施設の段差を解消するため、成田小学校の教室で行います。  
 投票にお越しの際は、学校の正門から入ってください。体育館の裏側からは入れませんので、注意してください。  
 また、第23投票区の投票場所も、玉造小学校体育館から教室へ変更されますので、注意してください。  
**即日開票されます**  
 開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。  
 投票日には市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)でも、投票・開票の速報を掲示しています。  
**※くわしくは選挙管理委員会事務局**  
**局(☎)22-11111 内線315**  
**2へ。**

## 期日前投票手続き

入場整理券を持って期日前投票所へ

### ①受け付け

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。



### ②投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



### ③投票

記載台で候補者の氏名を書いて、投票用紙を直接投票箱に入れます。

